

岡山県人権教育推進委員会第21回会議のまとめ

日 時：平成16年7月12日（月）
13：30～16：00
場 所：ピュアリティまきび「白鳥の間」

「自らの課題として、主体的に取り組むことができる学習プログラムの開発や学習環境づくりについて」審議をお願いします。

CAPのプログラムについて説明します。CAPは”Child Assault Prevention”の略で、「子どもへの暴力防止」という意味です。子どもたちがいじめ・誘拐・痴漢・虐待・体罰・性暴力などの暴力に対して、子ども自身に何ができるかを、寸劇を見たり、話し合いをしながら、一緒に考え、練習します。

CAPは1978年にアメリカで起きた少女のレイプ事件をきっかけに、地元のレイプ救援センターで開発されました。今ではカナダ、イギリス、ドイツなど、世界16カ国に広がり、それぞれの言葉に訳されて実施されています。日本では1995年から「スペシャリスト養成講座」が開かれ、40時間の研修を受けたCAPスペシャリストが各地で活動しています。現在、140近いグループが「NPO法人CAPセンター・JAPAN」（西宮）に登録し、幼稚園・保育園、小学校・中学校・高校などで、暴力防止プログラムを提供しています。

CAPのプログラムには3つの基本的な思想があります。

1つ目が「エンパワメント(empowerment)」です。emは引き出す、powerは力、mentは名詞をつくる語尾です。日本では、「力をつけること」と訳され、あたかも外からその人に力を付与することのように考えられていますが、私たちは、「誰もがもっている内なる力を引き出し、具体的に使えるようにすること」と解釈しています。子どもは何もできない無力な存在ではなく、権利意識を育み、暴力や防止法について情報を得ることで、自分を大切にしたり、守ったりすることができる存在です。子どもの「内なる力」に働きかけ、その力を信じて肯定し、引き出すのがエンパワメントです。

2つ目が「人権意識」です。「人権」というと文言は硬いですが、私たちは「人権」を「人が生きていく上でなくてはならないもの」と定義しています。具体的には、ご飯を食べたり、眠ったり、トイレに行ったり、遊んだり、勉強したり、息をしたりということを全部含みます。その中でも特に大切な「権利」が、「Safe（安心）」「Strong（自信）」「Free（自由）」の権利です。誰もが安心して生きる権利がある。誰もが自信をもって生きる権利がある。誰もが自由に自分の行動を選ぶ権利がある。ここで言う「自由」とは、わがまま勝手やエゴイズムではなく、自分が選ぶことができる、あるいは選んだことを知っている、そういう心の有り様です。

暴力とは、人の権利を侵す行為です。人の心や体を深く傷つけます。「安心」「自信」

「自由」が、誰かから取られたり傷つけられたりしたら、大変なことになります。暴力が起きる具体的な場面を想定して、自分の身を守るために何ができるか、行動の選択肢を一緒に考えていきます。基本的な対処の仕方として、「No（イヤという）」「Go（その場を離れる）」「Tell（誰かに話す）」があります。たとえイヤと言えなくて、あるいは逃げることもできなくて暴力にあったとしても、あなたは悪くない。まだできることがある。誰かに話すということです。子どもたちを孤立させないことが大切です。友だちや大人の力を借りるということは、勇気のある選択だと教えます。

3つ目が「コミュニティ（地域）」です。子どもたちの安全を守るには、地域の大人のサポートが不可欠です。家庭と学校だけでなく、地域にも、子どもたちに手を差し伸べる大人がいるということを伝えます。また、保護者や教職員など、大人たちにもCAPのプログラムを提供することで、子どもたちの安全を守るために必要な考え方やサポートの仕方を学んでいただきます。いじめや虐待などの暴力を受けた子どもは、そのことを誰にも相談できなくて、ますます人権意識や自尊感情を低下させていく可能性があります。孤立すれば、さらに暴力の被害にあいやすくなったり、逆により弱い人に暴力を向けていくことも起こります。周囲の大人が子どもの話をありのまま受けとめ、聴いてやるなど、適切なサポートを行うことで、子どもを被害者にも加害者にもしないような地域の連携を作っていくことができるのです。

CAPを受けた多くの子どもたちから、CAPで習ったことを使って暴力を防ぐことができたという報告が寄せられています。そういう声を集めて、「サクセスストーリー集」にまとめています。岡山では、グループを立ち上げて8年半たちますが、今までに5万人以上の大人や子どもにCAPのプログラムを提供してきました。CAPで習ったことを使って暴力から身を守ることができた、友だちを助けることができたといううれしい報告をいただいています。

国会でも、子どもの権利に関心のある議員さんたちが、CAPを2度も招いて下さって、実際に大人ワークショップを実施し、大きな反響がありました。虐待防止法の改正案には、虐待防止のプログラムを学校教育の中に入れ込むという文言も入りました。大阪府や東京の葛飾区、川崎市など、公教育の中で自治体の助成を受けながらCAPのワークショップを行うところが年々増えています。

今日の審議の 自らの課題として主体的に学習に取り組むことができるプログラムについて、これまで教育委員会をはじめ各学校で具体的にどのような活動がなされ、どのような問題があるのか教えていただきたい。

各学校には人権教育担当者がいて年間計画も立てられていると思います。全ての教職員が、日々の学校生活の中で人権意識を子どもたちに喚起するように接し、学級経営ができていってたら、校内の人権教育が進んでいくと思うのですが、そのようなことについての校内での点検や評価はどのようになっているのでしょうか。

人権教育にかかわる校内の体制について、小学校における低・中・高学年の子ども像を描きながら、人権教育の要素としての人権学習、自立支援、人間関係づくりという3つの面から全体構想図をつくります。その構想図を受けて、各教科・道徳・特

別活動・総合的な学習の時間等，学校の教育課程の中に位置付け，年間指導計画という形で一覧表にして，それをもとに，学校でそれぞれの時期に指導しています。人権教育の教科書というのではないので，教科の内容を解釈しながら人権教育面につながる指導をしているというのが現状です。県教委で指導事例集やワークブックのように書き込みのできる資料を作っていただいているので，教員はそういうものを活用しているというのが現状ではないかと思えます。課題としては，知的な理解にとどまっていてそれから先の実践力や本当の人権感覚とまではなかなかいってないというのが現状ではないかと思っています。

評価については，2学期からそれぞれの校務分掌の担当者が中心となって，校内で職員会議や検討会を重ねて検討します。その過程の中で保護者の方の声，地域の方の声も聞いていますが，人権教育にきちんと視点を置いた反省というところまではいっていないというのが現状ではないかと思えます。

現状としては，日常生活の中に生かせる力がついていないという点があり，自らの課題として主体的にという部分が非常に大事ではないかと考えています。県教委としては，「人権教育推進体系の構想」を示し，学校教育や社会教育の中で全体的な取り組みをしていくための参考にしていただいています。また，具体的な取組の例としては，人権教育指導資料「輝き」「ワークショップ」を学校の学習活動の中で教科等の中で実際に指導していただく実践事例として作成しました。さらに評価については，「人権に配慮した教育指導や学校運営についての評価項目（例）」を示し，各学校でいろいろと反省や点検，見直しをしていただいています。

「人権に配慮した教育指導や学校運営についての評価項目（例）」は，県の人権教育推進マトリックス会議の方で企画して，人権教育の構想図との関連をもたせて，それぞれの学校の方で学習環境作りの一環，また学校自己評価等の参考にという視点で，例としてお示ししています。もうひとつ新しい取り組みとして，人権感覚育成推進事業で，県下の小・中学校6校に，総合的な学習の時間等でのカリキュラムの開発をお願いしています。

学校における人権学習の前提として，子どもたちの心の安定や，安心して学習を受けるということが課題です。具体的には生活リズムが極めて崩れている子どもがいます。例えば40人の教室で6～7人はあくびを連続している場合があります。あくびを連続してしているような子どもにいくら人権学習と言っても学習できていない。アンケートで朝ごはんや排便，睡眠を十分取っているかどうかを調べても，なかなかここがうまくいっていないんです。排便は，幼稚園の年少の段階でだいたい4割ぐらいはしてこないし，年長，小学校1年2年3年ぐらいになってもそう変わらないのです。排便をしませんから授業中行きたくてイライラしている。そういう生活リズムができていないから安心して安定して学習できないということが実は大きな課題です。これは心の教育も学力問題についても前提としての課題であり，生活リズムをきちんと確立をさせないといけないという課題があります。また，生活リズムを整えることそのものが人権教育で非常に大事な部分ではないかと思っています。なぜかと言

うと、自己実現をする1番基本の欲求というのが、寝たり食べたり排泄をしたりするというので、それをきちんと保障するということが出発なんです。そうすると、生活リズムを整えることそのものが人権の1番のベースを保障しているということじゃないかと思っています。

今のお話は、親や家庭の方に協力を求めなければならないでしょう。教員の力には限界があると思います。教員はお医者さんの力も借りなきゃいけないし、家庭の皆さんの力も借りなければいけません。そういう点で、保護者の皆さんの協力を得るような取組についての実践例や工夫なさっている点があれば聞かせていただきたい。

子どもには子どもなりのモチベーションややる気というものがあるというふうに見なした方がいいんじゃないかと思うことがあります。地域のソフトボールクラブに関わってきて、試合の後に「今度試合に出る時にはちゃんと寝て来いよ。最高のコンディションでおいでよ。」というふうに言ったら子どもが変わりました。そうすると、お母さんも、とにかく前の日に「あんた、明日練習じゃろ。」とか「試合じゃろう、はよう寝んといけん。」というふうに言われる。それで3、4年間やってましたら、子ども自身が、自分がいいコンディションで臨むということが自分にとってもいいし、みんなにとってもいいというふうになるようになりました。子どもというのは、モチベーションの作り方によっては自覚してできるようになるんだなという経験があります。

大変なことですけれども、継続してよく子どもに分らせるということが大切ですし、やはり意欲的とか主体的に取り組む気持ちを引き出すことが大変大事なことだと思います。

人権の学習環境づくりに関して、先生方も、家庭や子どもや地域にいろいろ求める前に、教師が教師としての襟をきちっと正さなければいけないのではないかと感じることがあります。人権教育をする場合でも、その人たちが納得をしてそのことに取り組んでいるのかどうかということが問われるべきなのではないかと思っています。「しなければならぬからしている」というレベルではなく、素の自分にもどった時にどうなのかということです。自己開示や自己覚知をした上で人権教育に取り組む必要がある。もしかしたら私の中に大変な偏見や差別意識があるんだと、そのことをきちっと認めた上でそれを自己改革していかないと、自分の心の中にいっぱい偏見や差別をもちながら、子どもたちにそれはいけないよなんてそんな欺瞞に満ちた教育が本当にあっていいのかということですね。やはり教育する側が襟を正さないといけないんじゃないかと思っています。

ボランティアで心理学や臨床心理を勉強している学生が学校に入って、子どもたちのカウンセラーを手伝うという場合もあります。生徒は年齢の近い学生にいろいろと相談するのですが、学校の先生方はあまりそれを喜ばないことがあったという話を聞いたことがあります。先生が全部何もかも背負うのではなく、カウンセラーの先生

がもっと学校に大いに入り込めるようなシステムをつくり，学校とカウンセラーがもう少しきちんと連携を図って取り組むというのもいいことではないかと思います。

ボランティアは学校では学べないことが現場で学べ，本当の力が付くと思います。ただ，「ボランティアを使う」というふうな思いの部分が見えたりするとそれは違うのではないだろうかと思うのです。ボランティアに行く時に，学生達はそこへ行く往復の交通費と食事とかを自分で負担して行っているわけです。学校もボランティアの役割とか位置付けとかそういったことをきちっと勉強しておかないと，安上がりの労働力として使われてしまっではそれは決していいことにはならないし，お互いいいものには育たないというふうに思います。ボランティアという言葉はいろんなところで使われていますけれども，やっぱり正しい意味と役割とかそういうものを勉強する必要があるのではないかなと思います。

ある学校で，障害のある生徒のお手伝いを頼まれたボランティアの学生の場合，長期間だと学生さんたちに費用の負担がかかるので，学校にお願いをして給食は生徒と一緒に食べるようにしてくださいました。学生はいい勉強になったと喜んでいましたし，学校もよかったということがありました。また，カウンセラーなど専門の方が学校に入った場合，生徒はよく相談に行くようですが，先生方との連携が難しいということを聞きました。

学校の先生方はとても忙しいと思うのですが，子どもと接する時間というのは，朝から夕方まで十分あって，入学式から卒業式までといったらたっぷりあると思います。日々の生活の中で子どもと一緒に掃除をしたりとか何気ない放課後の会話や部活動とか，そういう中で，これは人権教育につながるとか構えなくても，子どもと接することがそのまま人権学習になっている場合もあるのではないのでしょうか。先生方も自信をもっただき，子どもと接することが人権教育につながるんだという，そういう先生方であってほしいし，現にそういう方も大勢いらっしゃると思います。学校生活の全てがそういう場ではないかという思いがしています。

忙しい中で子どもと接して，そこで発見するということが楽しいことだとかあるいは先生方自身が自分の発見だというふうにとらえ返しができる先生は，忙しさの中でもすごくいろんなことを配慮してされているとよく分かります。同和教育で，放課後に地域に出かけて行かれた先生方というのはやっぱりそういう取組をされてきています。そういう先生方が現在の学校現場の中で，先生方の仲間づくりが必要だし，その仲間づくりというのは子どもをこういうふうに見てそれが自分の発見にもなるんだよということが議論できておられる学校はすごくうまくいっているんじゃないかという気がします。自分のモチベーションというものをどこで発見していくかっていうのは非常に大切なことで，僕は先生方が忙しいというのは現実で，それは認めた方がいいんじゃないかというふうに思います。

例えば，学力をつけるということは，いい種を作ることだと思っていますが，そ

の種をどこへまくかというのと、やせた畑にまいたのではろくなものはできない。今日本における教育の荒廃の現象というのは、そこにあるのではないかという気がするんです。種は一生懸命作りながら、それをどこにまいているのかということです。畑作りをするということで、授業だけでなしに学生のいろいろな身の上相談や悩みの問題だとかを聞いてあげる。教育の種ばかりつくるのが教育ではなくて、畑もつくるというのが教師の役割じゃないかと思います。教員が学生達と一緒に集まって話をするというふうなことは昔よくあったと思いますが、そういうふうなことは我々の本業ではないからカウンセラーに任せればいいんだという考え方になってはいけないんじゃないかと思います。人権教育というものはこの種と畑の両方がきちっとできた時に初めて本物になるんじゃないかなと考えています。

教師も子どもも感性の豊かさをしっかり育てておかなかつたら、先ほどおっしゃったように、いくらいい種をまいても素地、発芽はしていかないだろうと思います。感性とは何かと言われてもうまく私は説明できないんですけども、例えて言えば、金子みすゞの詩だろうと思います。あのみすゞの詩に大漁という詩がありますけれども、「浜は祭りのようだけど、海の中では何万の鯛の甲いするだろう」。あの詩の一節というのが私は感性の根幹につながるのではないかという気がいたします。これを育てなければ、いかに素晴らしい教育プログラムを作ろうとも教育効果は上がらない。そのためにはやはり幼い時から家庭教育の中で子どもたちの感性を育てるように努めるべきだろうと思います。

私たち大人が子どもに関わる時に、「しつけ」とか「教育」、つまり「こうあってほしい」というところを伝える1面と、もうひとつは規範や標準から外れていても外れているなりに目の前にいる子どもが「ありのままかわいい」「大切」という気持ちと2面あると思うんです。先ほどの早寝早起きや朝の排便などの習慣はもちろんとてもいいことだし、子どもの健康を守るために大切なことだけれども、そこから外れる子どももいる。規範に添わない子どもに対して、頭ごなしに早寝早起きや朝の排便を促そうとしても、果たしてその子にとっては適切かどうかと思えるんですね。子どもたちは一人ひとり違うわけですよ。とすれば、親であれ学校の先生であれ、子どもに向き合う時には、「こうあってほしい」というメッセージと、でもそうならない相手を丸ごと受け入れて、「あなたはあなたのままで大切な人だよ」「大好きだよ」という気持ちを伝えていくことが必要ではないかと思うんです。人権というのは、誰かに丸ごと受けとめられている感覚とか、人とは違う固有の自分をそのまま認めて、ほめてくれたり、励ましてくれたりする身近な大人がいるということなしにはなかなか育まれにくいというふう実感しています。

一人ひとりを丸ごと受け入れて、まずその子が今抱えている事情や気持ちを理解した上で、その子にどういう援助が必要かという視点をもった教師や親、地域の人が増えていくといいなと思っております。

県教委から人権教育の評価項目例が示されましたが、例えば指導体制というところの点検項目が5つほど挙げられています。こういうものをやはり学期の終わりごと

とかに、お互いに教員間どうして話し合う。点検は誰がするのか評価は誰がするのか分かりませんが、こういったふうなことをやはり日々学校生活の中、業務生活の中に組み込んでいくという積み重ねの中で、教師が自分を見つめ直す、あるいはそういった視点でお互いの問題点を指摘し合える、あるいはいいところを見つけられるということにつながっていくと思うんです。こういうのは、日々いかに継続的にやっていくかということの中で育まれるものですから、こういう形で1つの例が示されたというのはとてもうれしく思っています。そういうふうな意味では、管理職の方のある意味での意識改革というものも今後必要になってくるのではないかなと思いますので、この評価項目をこれからうまく利用すれば非常にいい効果を生むのではないかなと思っています。

次に関係機関との連携をいうテーマで御審議いただきたいと思います。これまでもいろいろな項目でご審議をいただき中でも関係機関や団体との連携が必要だというようなご意見もいくらか出たように思いますが御意見をお願いいたします。

地域の中での福祉の資源のネットワーク化を進めるに当たって、児童虐待、高齢者の虐待、高齢者の介護の問題とか、地域の中での福祉の課題はいろいろある中で、地域というものを再構築してということが大切です。人権に関する教育の問題でも、学校だけや家庭だけでは対応できない問題が多い。地域の中で学校というのもひとつの資源ですし、もちろん家庭もそうです。いろんな資源がきちっとネットワークとして機能するような形というのは、なかなか実際には縦割りの行政の中でうまくいっていないところが多いようです。これからの取組としては、人権の問題について、そういう地域の核になる人たちの集まりや、話し合う場を設けて、その中から、少しずつでもシステムとしてうまく機能するような形で取り組んでいくやり方が必要だろうと思います。

今の話に関連して、学校の中に、ボランティアとか地域の民生委員さんとか児童委員さん、そうしたいろんな機関・団体の方を調整するコーディネータというふうな役割を置くべき時期がきているのではないかなと思います。福祉施設の社会化という時代から、オープン化という時代に入っています。その施設の中に地域のいろんな方の受け入れをする、そのためにコーディネータという職を置いて、その人が調整をするようになっているわけです。調整というのは、受け入れるばかりではなく、出て行くことも含めて、やはり対等に結ぶという役割の人がおられると、非常に連携がスムーズにいくのではないかなと思います。これは、連携とか協働といったようなことを考えた時に、そういう役割をもった人がおられて、その人が積極的に推進するとずいぶん地域は変わると思います。

特に、今の学校教育は地域の方々の協力が必要であるということもあって、いろいろ学校でも、コーディネータ的な役割をする人がいなければなかなかうまくいかないのではないかなと思います。現状は、教頭さんがその役にあたられるというようなことが多いのではないかなと思いますが、学校の現状はどうでしょうか。

教頭が窓口となり，それに加えて生徒指導主事が窓口になっています。子どもの人権に関わるような面を含めて，民生委員さんとの連携は生徒指導主事が中心に行い，スポーツ関係や地域の行事等との関係は教頭が中心という形です。今，人権教育で地域との連携をしていこうと考えていますが，地域の方が，学校の子どもの人間関係づくりの面の中でどういう点が特に課題なのかということをおっしゃってくださっています。それで，幼稚園，小学校，中学校の職員で話し合い，人間関係づくりという面で具体的な課題を焦点化して，学校の方から地域に提案してみようということを考えています。

人権を尊重する人格を持った子ども，人権を尊重する行動の傾向性をもった子どもを育てることをねらって幼小中高の連携を行っていますが，課題は，保育園にどう入っていただくかということです。保育園も小学校へみな行くわけですから連携をしたいんですが，なかなか難しいという課題があります。また，連携を具体的に行動のレベルで考えておりますと，どうしても家庭に協力をいただかないとどうにもならない部分があります。幼小中高の連携を行いながら，それぞれ幼稚園と家庭，小学校と家庭との連携をとりつつあります。10年も20年も一貫して続けていけば効果が出るのではないかと考えております。

学校保健委員会は，児童生徒，教職員及び保護者と地域のお医者さん，薬剤士さん，自治体によって違うでしょうが，保健師さんなどが参加されます。これを学期末に定期的に開かれるだけの形骸化したものにならないように充実させていくことを考えてもいいのではないかなと思います。それと，学校現場を知っている教員が地域の教育委員会に出て活動していると思いますが，この派遣社会教育主事の現状と今後はどのようなのでしょうか。

学校の先生が市町村の教育委員会で仕事をされる派遣社会教育主事は，現在，県の方で給与をもちながら市町村で働いていただいている方が28人います。もともとは昭和49年に制度が発足したもので，国の方の施策でもあったわけですが，市町村において，社会教育を充実させようというひとつの呼び水として制度化されたもので，給与を国と県がもって市町村で実務に従事するということでした。国の財源的な支援は平成9年度で終わりましたが，市町村の要望もかなり強く，今は県が単独で給与を全額もって市町村で働いていただいています。しかし県は平成9年度からかなり財政的に厳しく，また，教員がそういった市町村へ出かけていって社会教育の仕事を本来的にすべきかどうかという根本の問題もあって，制度を今後どうするか，行革の視点とそういった考え方で議論しています。

去る3月に，岡山保健所の主催で，主として教育関係者対象の公開事例検討会が開かれました。ピュアリティまきびで開催されたその「シンポジウム」で，私はコーディネータを務めました。そこで取り上げられた事例は，小学校教員が察知し，関連機関がタイムリーに協働して小学生の虐待事例の危機を回避できたという内容のもの

で、詳しくは次のようなものでした。

子どもの虐待への対応の事例ですが、小学校1年生の担任の先生が自分の担任の子どもがしばしば休むし、時に顔にあざを作っているということで、母親に働きかけたところ、どうも母親の挙動がおかしいので、対応を教頭先生に相談なさったところから取組がスタートしました。教頭先生のバックアップで、その担任の先生が家庭訪問したり母親を呼んだりして、その家で行われている虐待の実態がだんだん明らかになってきました。それを児童相談所に通告して、児童相談所はその小学生の弟と妹が保育園に行っておりまして、弟や妹ももしかしたら虐待を受けているかもしれないということで、地域の保育園に連絡をして、近所の愛育委員とか児童委員の方に、近隣の方がひょっと気づいてご相談に行っているんじゃないだろうかということで、児童相談所の福祉士の方がそういう方にも声をかけられました。結果的に小学校の教員、教頭、学年主任、担任の先生、保育園の園長先生、担任の先生、それから愛育委員、児童委員、それから担任の先生が頼りにしているその子の家の近所の保護者の方にも声をかけ、総勢10数人の連絡会議をもって、その子に対してどういう支援をやっていくかという会議を継続的にもちながら、支援を展開したというものでした。この取組のように、例えば学校の中でのいじめの問題や不登校とかそういった傾向であるとか、そういった問題でも集まって連携し合い、それぞれ参加した人の立場からそのケースをめぐってお互いにどのような役割が担えるのかというようなことを、コーディネータを相互に決めながらやっていったという事例が紹介されたわけです。私がお伝えしたいことは、このような虐待支援の方法や内容そのものもそうですが、こうした「支援事例」の具体的な内容を、学校現場をはじめとして、いろいろな立場の方たちに事例検討として体験していただくことが、人権教育の1つの形として有効なのではないかという点です。

今のお話は非常にうまく連携が進んだという例だと思うんですけども、その1番ポイントになるのはやっぱりコーディネータをやってくださる人がうまく連絡が取れたということが最初あるんでしょうか。そういう連携がうまくとれるためには、どういった準備ができればいいかということがその前の問題だと思うんですけども。何かその点についてお考えはないですか。

コーディネータにあたるのは、こういう人などがあるとよいというふうな、ある程度の枠組みを作ったデザインというかモデルを作ってあげるといいと思います。枠も何もないと始まってどうなっていくものか分からないので、なかなか手が付けられないというところがあると思います。

児童相談所などやはりプロの支援を得て取り組まれたということがあるわけですね。だから、そういう専門家の助言なり指導なり、そういうものが効果を上げる。そういう手順をとられたことが解決につながったということもあるのでしょう。

例えば、虐待の問題ならば児童相談所が中心になって動くようになってますが、虐待の問題は必ずしも児相が中心にやればいいということではなく、場合によっては

児相も参加してもらって学校の先生がコーディネータになる方がいい場合もあると思います。虐待防止法ができたので、虐待なら児相に任せて、コーディネータも児相に頼もうというふうに決まってしまうと、全てがうまくいくというわけでもないことも起きるんじゃないかなという気がします。

ボランティアを調整するコーディネータの場合は、社会福祉協議会や施設に一定以上の勤務経験を有した人が2年間の研修を受けて、それでコーディネータという位置付けをしているわけです。専門性とか知識を学んでそしてまた実践というワークをした人が取り組みますが、これは社会福祉協議会だけではなくて、施設の職員の人たち、関係機関の人たちがそれぞれの立場で勉強して、いろんな所属の人たちが一緒になってしてますから、このところで協働というコラボレーションができています。学校の先生だけでなく、いろんな人たちが同じ場で研修を受けて、その中で人間関係を作っていくって、何かあった時にそこがうまく連携すればいいのではないかと思います。学校では、教頭先生がなさっておられるんですけど、それとはまた別に、先生の中で対等の位置付けにある方がコーディネータをされるということもすごく大事なのではないかと思いました。

前回リーダーの育成という話がありましたが、指導者養成講座を終了したあと、実際に何かをしたいという場合も、そこから後がない。生かしてもらえない。学校の方でも講習を受けて興味をもってやろうという意欲のある人たちを生かす場、それも一緒に連携していただけたらいいのではないかと思います。

学校評議委員制度ができてもう4年目ですが、今度、地行法が6月に改正されて9月から実施されると聞いています。その中で、学校運営協議会と学校評議委員との関連はどんなものになるのでしょうか。

学校運営協議会について、9月9日から施行ということになります。地域の実態に応じて、教育委員会が学校を指定する指定校という形で指定して、その指定校には学校運営協議会をおくことができるという制度であります。そして、この協議会にいろいろ権限をもたせていくということですが、学校評議委員をなくすP.10参照というのではなくて、今ある学校評議員制度というのはそのまま残っていくと思います。さらに新しい学校の運営の形態として学校運営協議会というものをおくことができるというような制度に変わっていくということでもあります。学校評議委員以上に権限をもった会になるようにお聞きしています。